

防災訓練実施結果報告書

令 07 原機 (大保) 107 令和 8 年 3 月 31 日 原子力規制委員会 殿 報告者 <u>住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1</u> 氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 <u>理事長 小口 正範 (公印省略)</u> 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。		
原子力事業所の名称 及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地	
防災訓練実施年月日	令和 7 年 12 月 2 日	令和 7 年 6 月 12 日～令和 7 年 12 月 11 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	警戒事態に該当する地震を起因とし、原子炉定格運転中である「常陽」において電源供給機能の異常及び原子炉冷却機能の異常による原子力災害対策特別措置法第 10 条事象及び第 15 条事象に進展する原子力災害を想定	原子力災害対策特別措置法第 15 条事象が発生し、高放射線環境下における現場での応急措置が必要となる事態を想定
防災訓練の項目	総合訓練	個別訓練 (その他の訓練)
防災訓練の内容	総合訓練 ※以下の個別訓練を組み合わせ実施 ・通報訓練 ・避難訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・救護訓練	・遠隔機材の操作訓練
防災訓練の結果の概要	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本訓練は、大洗原子力工学研究所原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）、（北地区）原子炉施設保安規定、（南地区）原子炉施設保安規定、（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定、（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定、廃棄物管理施設保安規定等に基づき実施した。

なお、本訓練では、近隣事業者との同時発災を想定し日本核燃料開発株式会社（以下「NFD」という。）と合同で訓練を実施した。

1. 訓練目的

本訓練では、原子力防災訓練中期計画に基づき、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の対象施設において、緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）事象の発生を想定し、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能すること及び前年度から改善を図った事項の有効性を確認した。

2. 達成目標

（1）現地対策本部

- ① 現地対策本部は、大洗原子力工学研究所（以下「大洗研」という。）内の発災施設における複数 EAL 事象の発生時において機構内外への情報共有ができること。
- ② 現場対応班は、現地対策本部との情報共有を含めた災害活動ができること。
- ③ 現地対策本部は、NFD との同時発災を踏まえ、NFD との情報共有及び防災資機材等の支援・協力対応ができること。
- ④ 原子力防災管理者は、NFD で発生した EAL 事象の影響を踏まえた防護措置を判断できること。
- ⑤ 原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）への対応者について、習熟・育成が図られること。
- ⑥ 発災事象等を書画装置で説明する要員（以下「説明要員」という。）について、習熟・育成が図られること。
- ⑦ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

（2）機構対策本部

- ① 機構対策本部の ERC 対応ブース^{*1}の統括者及び発話者の対応について習熟が図られること。
- ② 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

^{*1} 統合原子力防災ネットワークシステムを介して ERC と情報共有するための専用ブース

3. 主な検証項目

(1) 現地対策本部

- ① 現地対策本部は、複数 EAL 事象の発生時において、発災施設から共有される情報を集約し、「発生事象状況確認シート」を用いた EAL 事象の判断を原子力防災管理者が行い、機構内外への情報共有ができること。
- ② 現場対応班は、班長を中心に「発話ポイント*²」を意識した現地対策本部等との情報共有を行うとともに、EAL 事象の進展に対する災害応急活動ができること。
- ③ 現地対策本部は NFD から共有される情報を整理して情報共有するとともに、NFD からの燃料補給要請を踏まえて支援活動ができること。
- ④ 原子力防災管理者は、NFD で発生した EAL 事象を踏まえ、必要に応じた構内従業員等への屋内退避、その他防護措置についてタイムリーに判断できること。
- ⑤ ERC への対応者（防災業務計画に定める ERC への派遣者（リエゾン）、現地対策本部の ERC 対応ブースの対応者）は、機構対策本部を補佐する対応ができること。
- ⑥ 説明要員は、事象の発生状況や今後の進展予測を図面等を用いて、視覚的に分かり易く情報共有ができること。
- ⑦ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。

(2) 機構対策本部

- ① 機構対策本部の ERC ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。
- ② 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。

4. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

○令和 7 年 12 月 2 日（火）13：15～16：03

(2) 対象施設

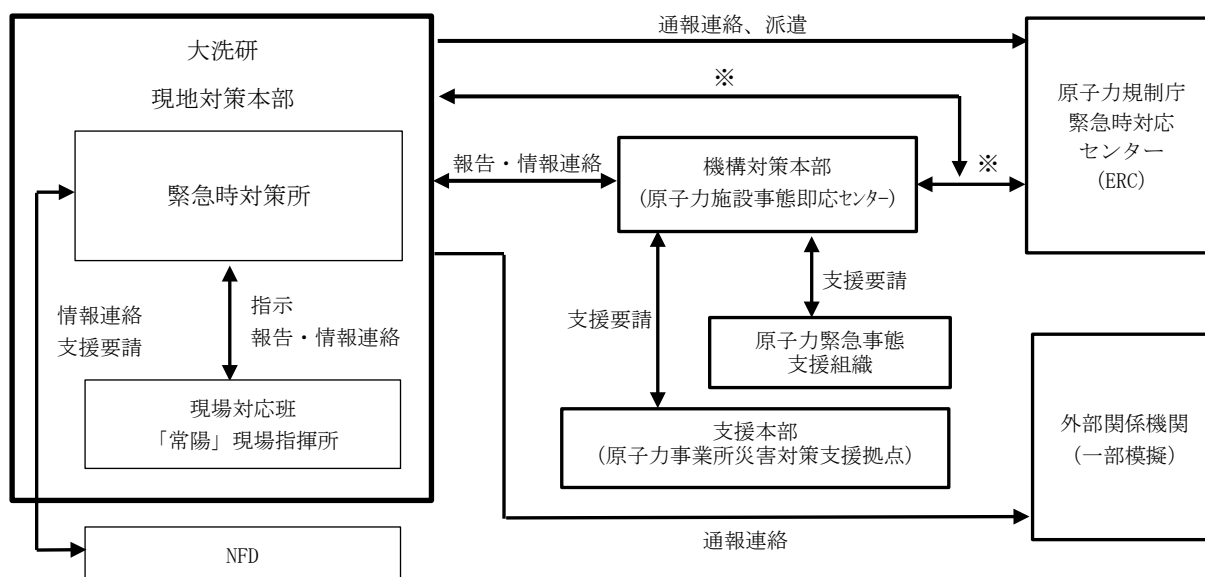
「常陽」*³

*² 報告内容のポイントを整理した発話例

*³ 高速実験炉

5. 実施体制、評価体制及び参加者

(1) 実施体制



※統合原子力防災ネットワークに接続されたTV会議システムによる報告・情報連絡

(2) 評価体制

○評価のためのチェックリストを作成して活用した。

○外部機関の有識者とともに、大洗研及び大洗研外の拠点から選出された訓練モニタにより、第三者の視点から問題点の抽出を図った。また、現場実働訓練の評価として、現場対応班長及び現場作業員の活動状況を評価するため、現場に訓練モニタ（以下「現場モニタ」という。）を配置した。現場モニタは現場経験を3年以上有する者から選出した。

○訓練参加者による反省会等を通して実施状況进行评估した。

(3) 参加者

○参加人数 : 250 名

<内訳>

・大洗研現地対策本部	: 133 名
・「常陽」現場対応班	: 75 名
・機構対策本部	: 39 名
・リエゾン	: 3 名

○訓練評価者

・外部機関の有識者及び大洗研外の拠点から選出した訓練モニタ	: 5 名
・大洗研から選出した現場モニタ（現場実働訓練の評価）	: 3 名

○その他（退避訓練のみ参加した従業員等） : 1214 名

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

警戒事態に該当する地震の発生を起点として、定格運転中である「常陽」において起因事象が発生し、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に進展する原子力災害を想定した。

(1) 前提条件

① 事象発生時間帯

- ・ 平日の勤務時間帯

② 施設の状況

- ・ 原子炉運転中

(2) 事象概要

時 刻	発生事象等
13:15 (訓練開始)	【AL<地震発生（大洗町及び銚田市で震度 6 弱）>】、所内外部電源喪失
13:15	・ 外部電源喪失 ・ 「常陽」原子炉停止（自動スクラム） ・ 非常用発電機 1 号機（C 系）自動起動失敗、2 号機（D 系）起動成功 ・ 1 次主循環ポンプ停止：ポニーモータ（非常系直流モータ）2 系統での強制循環
13:19	・ 現地対策本部設置
13:20	・ 「常陽」現場対応班設置
13:24	・ [NFD から大洗研へ報告] ⇒ホットラボ棟スタックから放射性物質の異常放出（ ⁸⁵ Kr）を確認 ・ 所内従業員へ屋内退避、風向き（北風）により影響のある関係施設へ放射線防護措置（建屋の目張り、放射線モニタ監視強化）を指示
13:27	・ 現地対策本部に NFD 対応班設置
13:30	・ 非常系交流電源 2 系統のうち 1 系統喪失で 15 分継続 ・ 【AL-JY25<電源供給機能の異常(その 1：交流電源喪失)>】の発生を原子力防災管理者が判断
13:31	・ [NFD から大洗研へ報告] ⇒スタックモニタ値 400Bq/cm ³ に到達（10 分継続で原災法第 15 条事象に進展）
13:41	・ [NFD から大洗研へ報告] ⇒原災法第 15 条事象に進展【通常放出経路での気体放射性物質の放出】
13:44	・ [NFD から大洗研へ報告] ⇒原災法第 15 条事象の判断条件を下回る ホットラボ棟の排風機を停止したことで、スタックモニタの指示値が低下
13:45	・ 非常用発電機 2 号機（D 系）停止で交流電源喪失
13:50	・ 非常用交流電源 2 系統喪失で 5 分継続 ・ 【SE-JY25<電源供給機能の異常(その 1：交流電源喪失)>】の発生を原子力防災管理者が判断
14:00	・ 管理区域内で負傷者発生（右足すねを負傷、自力歩行困難）、現場対応班長が現地対策本部へ救急車を要請 ⇒現地対策本部長から危機管理課長へ救急車出動を指示

14:02	・現場対応班長が救急車通行経路上に散乱した倒木を確認、現地対策本部へ撤去を要請
14:09	・負傷者の右足すねに汚染を確認 (1.2Bq/cm ²)
14:10	・直流電源 2 系統のうち 1 系統 (C 系) が停止、同時刻にポニーモータ (A 系) 停止
14:12	・負傷者の身体除染開始
14:15	・直流電源 2 系統のうち 1 系統 (C 系) 喪失で 5 分継続 ・【SE-JY27<電源供給機能の異常(その 2: 直流電源喪失)>】の発生を原子力防災管理者が判断 ・ポニーモータ (B 系) 停止
14:16	・【SE-JY23<原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)>】の発生を原子力防災管理者が判断
14:20	[NFD から大洗研へ支援要請] ⇒NFD 緊急時対策所の非常用発電機へ燃料補給支援を要請 ⇒現地対策本部長から緊急時資機材運転管理班へタンクローリーによる 燃料運搬を指示 ・救急車通行経路上に散乱した倒木をミニホイールローダで撤去完了
14:23	・救急車が「常陽」へ到着、負傷者は身体除染中
14:30	・負傷者身体除染完了、内部被ばくなし
14:35	・直流電源 (D 系) 停止で全電源喪失
14:40	・直流電源 2 系統喪失で 5 分継続 ・【GE-JY27<電源供給機能の異常(その 2: 直流電源喪失)>】の発生を原子力防災管理者が判断
14:45	・救急車で外部医療機関へ搬送開始
15:00	・非常用発電機 1 号機 (C 系) の復旧にともない、非常用交流電源 2 系統のうち 1 系統 (C 系) 及び直流電源 2 系統のうち 1 系統 (C 系) 復旧 ・【GE-JY27】及び【SE-JY25】の判断条件が下回ったことを確認
15:03	・NFD へタンクローリー到着、燃料補給支援実施
15:20	・「常陽」の電源供給ラインの切替操作 (特殊受電操作) により補助冷却系起動、直流電源 (D 系) 復旧 ・【SE-JY23】及び【SE-JY27】の判断条件が下回ったことを確認
15:30	・非常用発電機 2 号機 (D 系) 復旧にともない、非常用交流電源 2 系統復旧 ・【AL-JY25】判断条件が下回ったことを確認
15:40	・プレス対応訓練開始
15:58	・プレス対応訓練終了
16:03	・訓練終了

AL：警戒事態

SE：施設敷地緊急事態

GE：全面緊急事態

7. 防災訓練の項目

総合訓練

8. 防災訓練の内容

「防災業務計画」に基づき、大洗研及び機構本部との合同による総合訓練を実施した。
なお、以下の各訓練は、シナリオ非開示型訓練として実施した。

【総合訓練】

(1) 現地対策本部における訓練

- ① 招集訓練
- ② 情報共有訓練
- ③ 応急措置訓練
- ④ プレス対応訓練
- ⑤ 関係機関への派遣対応訓練

(2) 機構対策本部における訓練

- ① 機構内及びERCとの情報共有訓練
- ② 原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力緊急事態支援組織との連携訓練

【個別訓練】

- ① 通報訓練
- ② 避難訓練
- ③ 緊急時環境モニタリング訓練
- ④ 救護訓練

9. 訓練結果の概要及び個別評価

各訓練の実施内容及び評価は以下のとおり。

【総合訓練】

(1) 現地対策本部における訓練

① 招集訓練

＜実施内容＞

(ア) 危機管理課長は、事象発生 of 通報を受けて現地対策本部構成員を招集した。保安管理部長は、現地対策本部構成員の集合を確認して遅滞なく現地対策本部の設置を宣言した。

(イ) 高速実験炉部長は、地震の影響で原子炉が自動停止した連絡を受けて現場対応班員を招集し、現場対応班員の集合を確認して遅滞なく現場対応班を設置した。

＜評価＞

(ア) 危機管理課長は、「事故対策規則」に基づき、現地対策本部構成員を招集することができた。保安管理部長は、「事故対策規則」に基づき、現地対策本部の設置を宣言することができた。

(イ) 高速実験炉部長は、「高速実験炉部事故対策要領」に基づき、現場対応班員を招集し、現場対応班を設置することができた。

上記を踏まえ、現地対策本部構成員及び現場対応班員の招集対応について、習熟が図られているものと評価する。

② 情報共有訓練

＜実施内容＞

(ア) 原子力防災管理者は、現場対応班及び現地対策本部において共有される情報から判断したEAL事象、指示した応急措置等について、機構対策本部へ情報共有した。

(イ) 情報統括者（保安管理部長）は、機構TV会議システムにより現場対応班から共有される情報及び現地対策本部の発話を整理し、情報の混乱を回避するとともに、「常陽」において発生した複数のEAL事象等について、機構対策本部へ情報共有した。

(ウ) 現場対応班は、EAL事象の発生状況、進展予測、応急措置の状況等、これらの時刻に係る情報を集約し、「発生事象状況確認シート^{*4}」、「事象進展対策シート^{*5}」等の視覚情報を用いて書画装置により現地対策本部及び機構対策本部へ情報共有した。

(エ) 現地対策本部ERC対応ブースの対応者は、機構対策本部からERCへ提供される情報の内容について確認するとともに、補足説明や質疑応答等の機構対策本部を補佐する対応を実施した。

(オ) 現場対応班から現地対策本部へ派遣された説明要員（以下「説明要員」という。）は、「常陽」のEAL事象の発生時に「発生事象状況確認シート」、その後の事象進展について「事象進展対策シート」といった視覚情報を用いて、EAL事象に該当する判断の根拠を示して書画装置により情報共有した。

(カ) 現地対策本部は、NFDからホットラボ棟のスタックモニタ指示値が上昇したとの報告を受け、現地対策本部長の指示で、NFDと専属に対応する新たな対応班（以下「NFD対応班」という。）を設置し、電話、Eメール、FAXによりNFDから共有される情報を整理して、現地対策本部内及び機構対策本部へNFDの発災状況等を情報共有した。また、「常陽」がEAL事象に進展した際には、プラントの稼働状況、モニタリングポストの空間放射線量率データ等をEメール、FAXによりNFDへ共有し、電話による着信確認を行った。さらに、非常用発電機用の燃料補給の支援要請をNFDから受け、それらに対応する活動を行った。

＜評価＞

(ア) 原子力防災管理者は、「現地対策本部活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、現場対応班及び現地対策本部において共有される情報から判断した EAL 事象、指示した応急措置等について、機構対策本部へ情報共有をすることができた。

(イ) 情報統括者（保安管理部長）は、「現地対策本部活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、機構 TV 会議システムの発話を整理し「常陽」で発生した複数の EAL 事象等に

^{*4} 発生した事象に対して全体を俯瞰した情報提供が行えるよう、EAL 事象の該当条件、事象進展を把握するために監視すべきデータ（水位、圧力、放射線モニタ指示値等）等を取りまとめた COP シート（Common Operational Picture；共通状況図）の 1 つ

^{*5} 発生した事象の進展を防ぐための対応策（例：放射性物質の異常放出の措置等）をまとめた COP シートの 1 つ

について、機構対策本部と情報共有をすることができた。

- (ウ) 現場対応班は、「高速実験炉部事故対策要領」及び「発話ポイント」に基づき、複数の EAL 事象発生について根拠を示し、現地対策本部及び機構対策本部と情報共有をすることができた。
- (エ) 現地対策本部 ERC 対応ブースの対応者は、「現地対策本部活動要領」に基づき、機構対策本部から ERC へ提供される情報の内容について確認するとともに、補足説明や質疑応答等の機構対策本部を補佐する対応を実施することができた。また、現地対策本部 ERC 対応ブースの対応者には経験者と未経験者を配置し、経験者は習熟が図られ、未経験者は経験者からアドバイスやフォローを受け、育成が図られた。
- (オ) 説明要員は、「現地対策本部活動要領」に基づき、「常陽」の EAL 事象の発生時に「発生事象状況確認シート」、その後の事象進展について「事象進展対策シート」といった視覚情報を用いて、EAL 事象に該当する判断の根拠を示して書画装置により情報共有をすることができた。また、説明要員には経験者と未経験者を配置し、経験者は習熟が図られ、未経験者は経験者からアドバイスやフォローを受け、育成が図られた。
- (カ) 現地対策本部は、NFD からホットラボ棟のスタックモニタ指示値上昇の報告を受け、「現地対策本部活動要領」に基づき、新たに設置した NFD 対応班から、現地対策本部内及び機構対策本部へ NFD の発災状況等を情報共有することができた。また、「常陽」が EAL 事象に進展した際には、E メール、FAX により NFD へ情報共有し、電話による着信確認を行うことができた。さらに、NFD から非常用発電機の燃料補給の支援要請を現地対策本部へ情報共有し、原子力防災管理者の指示で、大洗研のタンクローリーを用いて燃料補給（模擬）の支援活動を実施することができた。

上記を踏まえ、現場対応班、現地対策本部及び機構対策本部の情報共有活動について、習熟・育成が図られているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・ 現地対策本部の書画装置周辺に説明者が密集したことで、待機中の説明者の会話が雑音となって機構TV会議システムの発話が聞き取りづらく、また他の活動要員の動線を妨げ、現地対策本部内の情報共有や活動に支障をきたした。【12. (1)問題点①】

③ 応急措置訓練

本訓練では現場対応能力向上のために、大規模地震の影響により、NFD との同時発災、「常陽」で電源供給機能の異常が発生した状況下において、EAL 事象の進展を予測し、関係各所との情報共有、現場において応急措置対応を実働で実施した。

＜実施内容＞

- (ア) 原子力防災管理者は、機構 TV 会議システムや書画装置により、「常陽」で発生した事象の状況を把握するとともに、「発生事象状況確認シート」により、EAL 事象に該当する条件及びその条件に該当したこと並びにその時刻を確認し、計 5 件の EAL 事象を判断した。
- (イ) 原子力防災管理者は、「常陽」に関する EAL 事象の発生状況や進展予測に係る情報を「発生事象状況確認シート」や「事象進展対策シート」で確認し、復旧作業の優先順位を含め、現場対応班へ応急措置を指示した。
- (ウ) 原子力防災管理者は、NFD で発生した EAL 事象を踏まえ、構内従業員等へ必要な防護

措置を指示した。

- (エ) 現場対応班長は、「常陽」で電源供給機能の異常が発生した状況下において、「常陽」での応急措置対応等を立案、指示して現地対策本部及び機構対策本部と情報共有し、実働で実施した。
- (オ) 現場対応班長は、作業全体の進捗状況を把握し、目標時間内に作業完了出来るよう適切なリソース配分及び現場作業員の安全を考え、指示した。
- (カ) 現場作業員は、現場対応班長からの指示に従い、適切な安全装備を装着し、適宜コミュニケーションを図りながら、安全に応急措置対応を実施した。
- (キ) 現場作業員は、監視盤での原子炉冷却材温度等の監視を維持するため、仮設電源の確保として、可搬型発電機を設置するにあたり、通常の敷設ルートが階段の崩落により使用不可となり、別のルートから敷設する等、現場対応班長の指示の下、応急措置対応を実施した。

<評価>

- (ア) 原子力防災管理者は、「防災業務計画」に基づき EAL 事象の該当を判断することができた。
- (イ) 原子力防災管理者は、「事故対策規則」及び「現地対策本部活動要領」に基づき、電源供給機能の復旧へ向け、現場対応の優先順位を判断し、現場対応班へ応急措置を指示することができた。
- (ウ) 原子力防災管理者は、「事故対策規則」及び「現地対策本部活動要領」に基づき、NFDで発生した EAL 事象を踏まえ、構内従業員等への屋内退避、屋外作業時の防護装備等について指示することができた。
- (エ) 現場対応班長は、「高速実験炉部事故対策要領」に基づき、「常陽」で電源供給機能の異常が発生した状況下において、仮設電源の確保として、「常陽」で所有している可搬型発電機の移動・設置及び電源供給機能を回復するため、非常用発電機の復旧作業について立案、指示して現地対策本部及び機構対策本部と情報共有し、実働で実施することができた。
- (オ) 現場対応班長は、非常用発電機の復旧作業、複数の可搬型発電機の敷設作業及び負傷者対応も含め、必要なリソース（人員、資機材）の配分を指示した。また、余震発生時の安全確保、負傷者救助を最優先に救護班等、各班へ明確な指示を行うことができた。
- (カ) 現場作業員は、現場対応班長の指示を復唱してコミュニケーションを密に図り、可搬型発電機設置場所の変更等について、作業中はヘルメット等安全装備を確実に着用し、安全に工具を使用して、応急措置対応を実施することができた。
- (キ) 現場作業員は、判断を迷わせるマルファンクションに対し、現場対応班長の指示の下、可搬型発電機の敷設作業を目標時間内に実施することができた。

上記を踏まえ、現場対応班及び現地対策本部の応急措置活動について、習熟が図られているものと評価する。

④ プレス対応訓練

<実施内容>

- (ア) 広報班は、原子力防災管理者からのプレス対応指示を受け、開催時刻を調整して開催までにプレス文を作成した。プレス文の作成に当たっては、事象を整理して平易な表現を用いるとともに、現地対策本部内での読み合わせにより内容の確認を受けた。
- (イ) プレス対応者は、事象の発生状況、環境への影響、作業員への影響等について説明した。説明においては、EAL事象や環境への影響を施設毎に整理し、技術的・専門的用語については注釈の記入や図面等(配置図、系統図、発災施設の概要)を用いて説明した。

<評価>

- (ア) 広報班は、「現地対策本部活動要領」に基づき、プレス開催時刻を調整するとともに、プレス文については、機構対策本部長からの指示事項について、複数のEAL事象を順序良く整理し、外部発信を意識した分かり易い記載の検討を図り、短時間で指示事項を反映したプレス文を作成することができた。プレス文の内容確認については、迅速性及び正確性の向上に引き続き努める。
- (イ) プレス対応者は、「現地対策本部活動要領」に基づき、プレス発表(模擬)において、プレス文を用いて、事象の発生状況、環境への影響、作業員への影響等について説明した。また、模擬記者(外部機関の有識者等)からの質問に対し、発生したEAL事象を説明するとともに、技術的・専門的用語には視覚資料を用いて説明することができた。
- 上記を踏まえ、現地対策本部のプレス対応について、習熟が図られているものと評価する。

⑤ 関係機関への派遣対応訓練

<実施内容>

- (ア) 原子力防災管理者は、原災法第10条事象及び第15条事象発生の判断後にERC及びその他関係機関への要員の派遣をそれぞれ指示した。
- (イ) 大洗研からERCへ派遣されたリエゾンは、機構対策本部からERCへ提供される情報について、補足説明、質疑応答等をERCプラント班に対して実施した。

<評価>

- (ア) 原子力防災管理者は、「防災業務計画」に基づき、大洗研からERCへのリエゾン及びその他関係機関への要員の派遣を指示することができた。
- (イ) 大洗研からERCへ派遣されたリエゾンは、「原子力規制庁緊急時対応センターへのリエゾン派遣の役割について」に基づき、機構対策本部からERCへ提供される情報について、補足説明、質疑応答等を実施することができた。また、リエゾンは未経験者を派遣し、他拠点から派遣された経験者からアドバイスを受け、育成が図られた。
- 上記を踏まえ、現地対策本部から関係機関への派遣対応について、習熟・育成が図られているものと評価する。

(2) 機構対策本部における訓練

① 機構内及びERCとの情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) 機構対策本部 ERC 対応ブースは、現地対策本部が発信した情報(機構TV会議システムでの発話内容(ブリーフィング情報含む。))及び書画装置や共有フォルダを用いて共

有した「事象進展対策シート」等の視覚情報）を基に、発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等に関する内容を収集した。また、機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、情報収集担当者に指示し、ERC に対して提供すべき情報をホットラインによって収集した。

- (イ) 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、収集した情報を確認し、発話者に対して ERC へ提供すべき事項を指示した。機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、書画装置により視覚情報を活用した上で、発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等に関する情報を ERC に対して提供した。また、機構対策本部 ERC 対応ブースは、SE-JY25 及び GE-JY27 判断に伴う ERC との原災法第 10 条事象確認会議及び第 15 条事象認定会議（以下「10 条・15 条会議」という。）を実施した。その際に最悪の事態の進展予測についても説明した。

<評価>

- (ア) 機構対策本部は、「原子力規制庁緊急時対応センターとの接続時対応マニュアル」（以下「ERC 対応マニュアル」という。）に基づき、現地対策本部から発生事象等に関する情報を機構 TV 会議システムやホットライン等を活用することによって収集することができた。

- (イ) 機構対策本部 ERC 対応ブースは、「ERC 対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」を意識して発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等の情報を ERC へ視覚的に分かりやすく共有することができた。また、ERC との 10 条・15 条会議を遅滞なく実施できた。

上記を踏まえ、機構内及び ERC との情報共有に係る所作について習熟が図れているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・ SE-JY23判断の情報をERCへ伝達するのに約3分要した。初発SEではないものの、重要情報としてタイムリーに伝達できなかった。【12. (2)問題点②】

② 原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力緊急事態支援組織との連携訓練

<実施内容>

機構対策本部は、機構本部駐車場に原子力事業所災害対策支援拠点を立ち上げるとともに、現地対策本部からの支援要請を受けて、支援本部となる原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所（以下「核サ研」という。）に対して大洗研へのモニタリングカー及び防護マスクの派遣を要請した。また、原子力緊急事態支援組織である福島廃炉安全工学研究所に対して遠隔機材の支援を要請した。原子力防災資機材や遠隔機材の準備状況、運搬状況については、支援本部及び原子力緊急事態支援組織から情報収集を行い、機構TV会議システムでの発話により現地対策本部へ情報提供を行った。

<評価>

機構対策本部は、「機構本部事故対策規則」に基づき、現地対策本部からの要請を受けて支援本部及び原子力緊急事態支援組織へ支援要請をするとともに、その準備状況を機構内へ情報共有できたことから、支援要請対応について習熟が図れているものと評価する。

【個別訓練】

① 通報訓練

＜実施内容＞

(ア) 総括班は、「常陽」で発生した複数の事象について、通報様式の作成及び記載内容の確認を受けて、ERCを含む外部関係機関及び機構内の関係箇所へFAXによる通報連絡を行った。

EAL事象の発生に関する通報連絡の実績を下表に示す。

＜EAL事象の発生に係る通報連絡の実績＞

No.	発災施設	判断時刻	通報内容	送信時刻	所要時間
1	「常陽」	13:30	【警戒事態（AL-JY25）】 ＜電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）＞	13:40	10分
2	「常陽」	13:50	【原災法第10条事象（SE-JY25）】 ＜電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）＞	14:01	11分
3	「常陽」	14:15	【原災法第10条事象（SE-JY27）】 ＜電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）＞	14:28	13分
4	「常陽」	14:16	【原災法第10条事象（SE-JY23）】 ＜原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）＞	14:28	12分
5	「常陽」	14:40	【原災法第15条事象（GE-JY27）】 ＜電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）＞	14:48	8分

(イ) 外部対応班は、通報様式のFAX送信後、ERCを含む外部関係機関及び機構内の関係箇所に対して、電話による通報連絡及び着信確認を実施した。

＜評価＞

(ア) 総括班は、「現地対策本部活動要領」に基づき、特定事象発生通報や応急措置の概要等の通報様式の作成及びFAX送信により、外部関係機関へ通報連絡をすることができた。

(イ) 外部対応班は、「現地対策本部活動要領」に基づき、通報様式のFAX送信後、ERCを含む外部関係機関に対して、電話による通報連絡及び着信確認をすることができた。

上記を踏まえ、現地対策本部からの通報連絡対応について、習熟が図られているものと評価する。

② 避難訓練

＜実施内容＞

(ア) 大洗研内従業員等は、構内放送による緊急地震速報を受け、ヘルメットの着用、机の下等で身を守る安全確保行動をとった。

(イ) 大洗研内従業員等は、NFDホットラボ棟からの放射性物質の異常放出に伴い、構内放送による屋内退避指示を受け、建物内へ避難した。

＜評価＞

(ア) 大洗研内従業員等は、「地震時措置要領」に基づき安全確保行動をすることができた。

(イ) 大洗研内従業員等は、構内放送による現地対策本部からの指示に基づき屋内退避をすることができた。

上記を踏まえ、大洗研内従業員等の避難活動について、習熟が図られているものと評価する。

③ 緊急時環境モニタリング訓練

＜実施内容＞

環境監視グループは、「常陽」の原子炉自動停止の情報を受け、平常時の環境モニタリング（空間放射線量率、風向・風速等の気象観測）に加え、モニタリングカーを「常陽」の風下に配置して空間放射線量率の測定を実施し、環境中に放射性物質の影響がないことを現地対策本部へ報告した。

また、NFDからの放射性物質の異常放出を受け、機構対策本部へモニタリングカーの支援要請を行い、核サ研からモニタリングカーが派遣され、所内の空間放射線量率の測定を実施し、NFDからの放射性物質の影響がないことを現地対策本部へ報告した。

＜評価＞

環境監視グループは、「現地対策本部活動要領」に基づき、大洗研内の環境モニタリングを行い、核サ研から派遣されたモニタリングカーによる測定結果を含めてタイムリーに現地対策本部へ報告することができた。

上記を踏まえ、現地対策本部の緊急時環境モニタリング活動について、習熟が図られているものと評価する。

④ 救護訓練

＜実施内容＞

(ア) 現場対応班は、作業員1名が負傷したとの連絡を受け、直ちに現地対策本部へ救急車を要請した。また、負傷者の身体に汚染を確認したことから、身体除染を実施し、身体汚染のないことを確認して厚生医療グループへ引き継いだ。

(イ) 厚生医療グループは、大洗研所有の救急車内をビニールシートで養生して現場へ到着後、負傷者の状態を確認して副木による固定を行い、救急車で外部医療機関（模擬）へ搬送した。

＜評価＞

(ア) 現場対応班は、「高速実験炉部事故対策要領」に基づき、負傷者の対応をすることができた。

(イ) 厚生医療グループは、「現地対策本部活動要領」に基づき、負傷者の状態確認・応急処置、外部医療機関（模擬）への搬送をすることができた。

上記を踏まえ、現地対策本部の救護活動について、習熟が図られているものと評価する。

10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価

前回の防災訓練（令和6年12月3日実施）で抽出された改善点に対する取組状況は以下のとおり。

（1）現地対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点 機構内（大洗研、核サ研、機構本部）での情報共有を行う機構 TV 会議システムの音声や、現地対策本部内への情報共有・指示を行う緊急時対策所内用マイクの音声が混交し、情報が聞き取りづらい環境の中、発話者が誰に対して伝えているか不明確であった。 <課題> 情報が聞き取りづらい環境では、指示や情報共有などの円滑な意思疎通ができない。 <原因> ①機構 TV 会議システムの発話において、核サ研 の情報や NFD からの放射性物質の異常放出に対する所内への防護措置対応等、複数の情報共有・対応指示を現地対策本部内へ行っていたため、機構本部などの現地対策本部外から現地対策本部内への機構 TV 会議システム 発話まで注意することが難しかった。 ② 緊急時対策所内用マイクの発話時に誰から誰へのアナウンスであるのかが明確になっていなかった。	<対策> ① 複数拠点同時発災時等、機構 TV 会議システムの情報共有先が複数になる場合は、現地対策本部外から現地対策本部内への発話内容を確認し、情報伝達を行う専属の人員を配置する。 ② 緊急時対策所内用マイクを用いて緊急時対策所内へ指示、情報共有を行う場合、発信者は、冒頭に「〇〇班から××班へ」、受信者は、「〇〇班、了解」という旨の発話をする。上記の対策を関係者に周知し、教育を行った。 <評価> 機構 TV 会議システムでの発話を適切に確認するため、専属の人員を配置した。また、マイクの発話時に「誰から誰へ」のアナウンスをしたことで、情報が聞き取りづらい環境でも指示や情報共有が明確に伝わり、円滑な意思疎通ができた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。 【9. 【総合訓練】(1)②】 【完了】

(2) 機構対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点① 住民避難等の指示を国が判断するためには、10 条・15 条会議において、最悪の事態を想定した進展予測についても積極的に説明する必要があった。 <課題> 10 条・15 条会議では、最悪の事態を想定した進展予測についても積極的に説明する必要がある。 <原因> 10 条・15 条会議では、機構対策本部副本部長から「EAL 判断に対する補足、事態収束に向けた対策の方針、第 15 条事象への進展予測」について発話する運用としていたが、最悪の事態を想定した進展予測まで発話する運用となっていなかった。	<対策> 申請書等で事故評価している事態を災害対策資料に記載するとともに、現実的な評価結果に基づく進展予測についても整理した。また、下記をルール化した。 ①現地対策本部から機構 TV 会議システム上で、EAL への進展予測だけでなく最悪の事態を想定した進展予測（放射性物質の放出に至るタイミングや環境影響）についても情報共有させ、機構対策本部はその情報を収集する。 ②10 条・15 条会議の際には、機構対策本部副本部長から最悪の事態を想定した進展予測も合わせて発話する。 ③ERC 対応ブースの統括者は、10 条・15 条会議における機構対策本部副本部長を補佐する（最悪の事態を想定した進展予測を含む。）。 <評価> 「事象進展対策シート」に、事象が更に進展した場合の最悪の事態の想定について記載した。機構対策本部副本部長は、見直された「事象進展対策シート」を用いて、10 条・15 条会議において最悪の事態を想定した進展予測についても発話できた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。 【9. 【総合訓練】(2)①】【完了】

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点② 原子力施設事態即応センターから ERC へ、初動時において発災施設が有する主要なリスク源及び現実的なリスクの程度を情報共有することができず、発生事象の重要度について共通認識を図ることができなかった。 ＜課題＞ 発生事象の重要度について ERC 側と共通認識を図るために、初動時において発災施設が有する主要なリスク源及び現実的なリスクの程度について発話する必要がある。 ＜原因＞ ERC に対して、初動時に事故・施設の現状（どのような作業を行っていて、地震等の影響で何が発生したのか）を整理して発話する運用としていたが、発災施設が有する主要なリスク源及びリスクの程度を発話する運用としていなかった。	＜対策＞ ERC 対応ブースの統括者及び発話者は、発災施設が有する主要なリスク源及びリスクの程度（想定される原子力災害、GE 事象や更に進展した場合に環境影響がどの程度あるのか）を初動時に ERC へ発話するようにマニュアルを見直した。 ＜評価＞ 機構対策本部 ERC 対応ブースのホットライン担当は、初動の段階で、事故・施設の現状を現地対策本部へ確認し、様式に整理した。機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、その情報を書画装置を用いて ERC に対して情報共有できた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。 【9. 【総合訓練】 (2)①】【完了】

1 1. 訓練全体の評価結果

「1. 訓練目的」に示す「原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能すること及び前年度から改善を図った事項の有効性の確認」について、達成目標に対する以下の評価結果から、一部課題は抽出されたものの概ね達成できたと評価する。

(1) 現地対策本部

- ① 現地対策本部は、大洗研内の防災施設における複数 EAL 事象の発生時において機構内外への情報共有ができること。

(主な検証項目：現地対策本部は、複数 EAL 事象の発生時において、防災施設から共有される情報を集約し、「発生事象状況確認シート」を用いた EAL 事象の判断を原子力防災管理者が行い、機構内外への情報共有ができること。)

- ・原子力防災管理者は、「現地対策本部活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、現場対応班及び現地対策本部において共有される情報から判断した EAL 事象、指示した応急措置等について、機構対策本部へ情報共有をすることができた。

【9. 【総合訓練】(1)②(ア)】

- ・原子力防災管理者は、「事故対策規則」及び「現地対策本部活動要領」に基づき、電源供給機能の復旧へ向け、現場対応の優先順位を判断し、現場対応班へ応急措置を指示することができた。【9. 【総合訓練】(1)③(イ)】
- ・情報統括者（保安全管理部長）は、「現地対策本部活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、機構 TV 会議システムの発話を整理し「常陽」で発生した複数の EAL 事象等について、機構対策本部と情報共有をすることができた。【9. 【総合訓練】(1)②(イ)】
- ・総括班は、「現地対策本部活動要領」に基づき、特定事象発生通報や応急措置の概要等の通報様式の作成及びFAX送信により、外部関係機関へ通報連絡をすることができた。

【9. 【個別訓練】①(ア)】

- ・外部対応班は、「現地対策本部活動要領」に基づき、通報様式の FAX 送信後、ERC を含む外部関係機関及び機構内の関係箇所に対して、電話による通報連絡及び着信確認をすることができた。【9. 【個別訓練】①(イ)】

- ② 現場対応班は、現地対策本部との情報共有を含めた災害活動ができること。

(主な検証項目：現場対応班は、班長を中心に「発話ポイント」を意識した現地対策本部等との情報共有を行うとともに、EAL 事象の進展に対する災害応急活動ができること。)

- ・現場対応班は、「高速実験炉部事故対策要領」及び「発話ポイント」に基づき、複数の EAL 事象発生について根拠を示し、現地対策本部及び機構対策本部と情報共有をすることができた。【9. 【総合訓練】(1)②(ウ)】
- ・現場対応班長は、「高速実験炉部事故対策要領」に基づき、「常陽」で電源供給機能の異常が発生した状況下において、仮設電源の確保として、「常陽」で所有している可搬型発電機の移動・設置及び電源供給機能を回復するため、非常用発電機の復旧作業について立案、指示して現地対策本部及び機構対策本部と情報共有し、実働で実施することができた。【9. 【総合訓練】(1)③(エ)】
- ・現場対応班長は、非常用発電機の復旧作業、複数の可搬型発電機の敷設作業及び負傷者対応も含め必要なリソース（人員、資機材）の配分を指示した。また、余震発生時の

安全確保、負傷者救助を最優先に救護班等、各班へ明確な指示を行うことができた。

【9. 【総合訓練】 (1)③(オ)】

- ・現場作業員は、現場対応班長の指示を復唱してコミュニケーションを密に図り、可搬型発電機設置場所の変更等について、作業中はヘルメット等安全装備を確実に着用し、安全に工具を使用して、応急措置対応を実施することができた。

【9. 【総合訓練】 (1)③(カ)】

- ・現場作業員は、判断を迷わせるマルファンクションに対し、現場対応班長の指示の下、可搬型発電機の敷設作業を目標時間内に実施することができた。

【9. 【総合訓練】 (1)③(キ)】

- ・説明要員は、「現地対策本部活動要領」に基づき、「常陽」の EAL 事象の発生時に「発生事象状況確認シート」、その後の事象進展について「事象進展対策シート」といった視覚情報を用いて、EAL 事象に該当する判断の根拠を示して書画装置により情報共有をすることができた。【9. 【総合訓練】 (1)②(オ)】

- ③ 現地対策本部は、NFD との同時発災を踏まえ、NFD との情報共有及び防災資機材等の支援・協力対応ができること。

(主な検証項目：現地対策本部は NFD から共有される情報を整理して情報共有するとともに、NFD からの燃料補給要請を踏まえて支援活動ができること。)

- ・現地対策本部は、NFD からホットラボ棟のスタックモニタ指示値上昇の報告を受け、「現地対策本部活動要領」に基づき、新たに設置した NFD 対応班から、現地対策本部内及び機構対策本部へ NFD の発災状況等を情報共有することができた。また、「常陽」が EAL 事象に進展した際には、E メール、FAX により NFD へ情報共有し、電話による着信確認を行うことができた。さらに、NFD から非常用発電機の燃料補給の支援要請を現地対策本部へ情報共有し、原子力防災管理者の指示で、大洗研のタンクローリーを用いて燃料補給(模擬)の支援活動を実施することができた。【9. 【総合訓練】 (1)②(カ)】

- ④ 原子力防災管理者は、NFD で発生した EAL 事象の影響を踏まえた防護措置を判断できること。

(主な検証項目：原子力防災管理者は、NFD で発生した EAL 事象を踏まえ、必要に応じた構内従業員等への屋内退避、その他防護措置についてタイムリーに判断できること。)

- ・原子力防災管理者は、「事故対策規則」及び「現地対策本部活動要領」に基づき、NFD で発生した EAL 事象を踏まえ、構内従業員等への屋内退避、屋外作業時の防護装備等について指示することができた。【9. 【総合訓練】 (1)③(ウ)】

- ⑤ ERC への対応者について、習熟・育成が図られること。

(主な検証項目：ERC への対応者(原子力事業者防災業務計画に定める ERC への派遣者(リエゾン)、現地対策本部の ERC 対応ブースの対応者)は、機構対策本部を補佐する対応ができること。)

- ・現地対策本部 ERC 対応ブースの対応者は、「現地対策本部活動要領」に基づき、機構対策本部から ERC へ提供される情報の内容について確認するとともに、補足説明や質疑応答等の機構対策本部を補佐する対応を実施することができた。また、現地対策本部 ERC 対応ブースの対応者には経験者と未経験者を配置し、経験者は習熟が図られ、未経験者は経験者からアドバイスやフォローを受け、育成が図られた。

【9.【総合訓練】(1)②(エ)】

- ・大洗研から ERC へ派遣されたリエゾンは、「原子力規制庁緊急時対応センターへのリエゾン派遣の役割について」に基づき、機構対策本部から ERC へ提供される情報について、補足説明、質疑応答等を実施することができた。また、リエゾンは未経験者を派遣し、他拠点から派遣された経験者からアドバイスやフォローを受け、育成が図られた。【9.【総合訓練】(1)⑤(イ)】

⑥ 説明要員について習熟・育成が図られること。

(主な検証項目：説明要員は、事象の発生状況や今後の進展予測を図面等を用いて、視覚的に分かり易く情報共有ができること。)

- ・説明要員は、「現地対策本部活動要領」に基づき、「常陽」の EAL 事象の発生時に「発生事象状況確認シート」、その後の事象進展について「事象進展対策シート」といった視覚情報を用いて、EAL 事象に該当する判断の根拠を示して書画装置により情報共有をすることができた。また、説明要員には経験者と未経験者を配置し、経験者は習熟が図られ、未経験者は経験者からアドバイスやフォロー受け、育成が図られた。

【9.【総合訓練】(1)②(オ)】

⑦ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

- ・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

(2) 機構対策本部

① 機構対策本部の ERC 対応ブースの統括者及び発話者の対応について習熟が図られること。

(主な検証項目：機構対策本部の ERC ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。)

- ・機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、「ERC 対応マニュアル」に基づき、発話者に対して ERC へ提供すべき情報の指示ができた。また、情報収集担当者に対して機構内への情報収集を指示できた。発話者は「ERC 対応マニュアル」に基づき、書画装置により「事象進展対策シート」等を活用した上で、プラント情報、収束対応戦略等に関する情報を ERC へ共有できた。上記から、統括者及び発話者の ERC 対応に係る技能の習熟が図られつつあることを確認できた。【9.【総合訓練】(2)①】

② 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

- ・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

12. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の防災訓練において抽出された改善点は、以下のとおりである。

(1) 現地対策本部

・問題点①

現地対策本部の書画装置周辺に説明者が密集したことで、待機中の説明者の会話が雑音となって機構TV会議システムの発話が聞き取りづらく、また他の活動要員の動線を妨げ、現地対策本部内の情報共有や活動に支障をきたした。【9.【総合訓練】(1)②】

<課題>

原子力防災管理者等への情報共有、現地対策本部内の活動要員に対して動線の妨げとなる。

<原因>

書画装置は、原子力防災管理者と発災施設の説明要員が情報共有しやすいように、原子力防災管理者席の近辺に配置していた。しかし、各班からの情報量が多くなり視覚情報による情報共有のタイミングが重ったことで、それぞれの説明者が書画装置周辺に待機し、その会話が雑音となったことで、機構TV会議システムの発話が聞き取りづらくなる等、原子力防災管理者の情報収集等に影響を与える状況となった。また、書画装置周辺に人が密集したことで、紙媒体を配布する活動要員の動線を妨げてしまった。

<対策>

書画装置の配置場所を見直して、原子力防災管理者等が適切に情報収集及び状況判断できる環境を整備する。また、書画装置を増設して、情報共有のタイミングが重なった場合でも説明者を分散することで、現地対策本部内の活動要員に支障をきたさないよう改善を図る。

(2) 機構対策本部

・問題点①

SE-JY23判断の情報をERCへ伝達するのに約3分要した。初発SEではないものの、重要情報としてタイムリーに伝達できなかった。【9.【総合訓練】(2)①】

<課題>

EAL判断に係る重要情報をタイムリーにERCへ情報提供できていない。

<原因>

ERC対応ブースの情報収集担当者（TV会議）は、重要情報は連絡メモに書き写しと同時に、発生した時刻、事象を発話者に聞こえる様に大きな声で伝える（例；「〇時〇分、SE〇〇発生！」）旨をマニュアルで定めていたものの、新任であったため役割の認識が不足しており対応できていなかった。

<対策>

情報の重要度及び情報収集担当者（TV会議）の主要な役割（重要情報は連絡メモに書き写しと同時に、発生した時刻、事象を発話者に聞こえる様に大きな声で伝える）について端的に整理した掲示物を作成し設置し、情報収集担当者が代わっても役割に抜けがないことを訓練により確認するとともに定着させる。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練（その他の訓練））

1. 訓練の目的

本訓練は、「大洗原子力工学研究所原子力事業者防災業務計画」に定める原子力緊急事態支援組織との支援体制を踏まえ、原子力災害発生時における緊急時対応に係る技能の定着・維持・向上を図るとともに、あらかじめ定めた緊急時対応に係る各種機能が有効に機能することを確認するため、緊急時に備えた各種対応に係る個別訓練を実施した。

2. 実施期間

令和7年6月12日（木）～令和7年12月11日（木）

3. 実施体制、評価体制及び参加者

- （1）実施体制：訓練ごとに実施責任者を設け、実施担当者が訓練を行った。詳細は「添付資料」のとおり。
- （2）評価体制：実施責任者が評価した。
- （3）参加者：「添付資料」のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法第 15 条事象が発生し、高放射線環境下における現場での応急措置が必要となる事態を想定した。

5. 防災訓練の項目

個別訓練（その他の訓練）

6. 防災訓練の内容

- （1）遠隔機材の操作訓練

7. 訓練結果の概要及び個別評価

- （1）遠隔機材の操作訓練

【実施内容】

- ・ 偵察用ロボット及び作業用ロボットの操作について、走行、ガレキ撤去等の実操作訓練を実施した。
- ・ 小型無人ヘリの操作（ホバリング、移動、旋回等）について実操作訓練を実施した。

【評価】

- ・ 原子力緊急事態支援組織が保有する遠隔機材の操作ができることを確認した。評価結果は、「添付資料」のとおり。

8. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

個別訓練（その他の訓練）で抽出された今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

以 上

個別訓練（その他の訓練）の概要

(1) 遠隔機材の操作訓練

・実施日*：令和7年6月12日、6月13日、7月9日、7月10日、8月7日、8月8日、9月11日、9月12日、10月8日、10月9日、12月10日、12月11日

・参加人数：6名

概 要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
遠隔機材の操作訓練 ・ 偵察用ロボット及び作業用ロボットの 実操作訓練を実施 ・ 小型無人ヘリの実操作訓練を実施	①福島廃炉安全工学研究所 安全管 理部 遠隔機材運用課長 ②大洗原子力工学研究所 緊急時遠 隔機材運用班員 6 名（操作要員）	良	なし	・ 練度向上のため継続して実施

*遠隔機材の操作訓練へ 1 人 1 回（2 日間）参加